

令和3年度 第1回 南丹市市民参加と協働の推進委員会 議事録

日 時：令和3年8月18日（木）午後1時～午後5時

場 所：南丹市役所 2号庁舎 3階 防災会議室

出席者：〔委員〕秋田委員長、古北副委員長、高橋委員、大束委員、  
西田委員、和辻委員、清水委員

〔事務局〕平井課長、北村係長、古田主事、柴田主事

1 開会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から南丹市市民参加と協働の推進委員会を開会します。</p> <p>本日の司会進行を務めます地域振興課の平井です。委員のみなさまには、ご多用の中ご出席たまわり、厚くお礼申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、委員の皆様には既に委嘱状を交付し、委員に就任いただいておりますが、今回初めて委員に就任された方もいらっしゃいますので、最初にお一人ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p>(委員と事務局の自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。委員のみなさまには令和5年7月8日までの2年間の任期中、様々なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の会議につきましては、南丹市市民参加と協働の推進委員会設置要綱第5条により、冒頭に委員長・副委員長をご選出いただき、その後、委員会の進行を委員長にお委ねする流れで進めます。</p> <p>委員改選に伴う役員の選出について、7人の中から委員長ならびに副委員長を選出したいと思いますので、ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
-----	--

2. 委員改選に伴う役員の選出について

以下の通り、選出・承認。

委員長・・・秋田 裕子 委員

副委員長・・・古北 真里 委員

(南丹市まちづくり活動交付金 制度説明)

事務局	<p>南丹市まちづくり活動交付金は、市民の方が地域課題を解決するための取り組みに対して支援を行う制度で、前身の市民提案型まちづくり活動支援交付金をベースに内容を変更し、令和2年度から新設しました。</p> <p>事業の継続に重きを置いた支援であり、参加費や協力金など事業で得た収入を次年度に繰り越せるようにしています。また、申請し、交付決定を受けた団体は2年目、3年目と継続して補助金を申請することができますが、2年目は申請をせず、3年目に再度申請するといった年度を開けての申請はできなくなっています。同様に、2年目の申請で不交付となった団体は以降に申請する資格を失います。</p> <p>制度について、事前に募集要項をお渡ししていますが、なにかこの場でご確認</p>
-----	--

	されたいことはありますか。
委員	(質疑なし)
事務局	それでは、協議事項に入ります。 ここからの進行については、委員長をお願いします。

## 5 協議

委員長	では、次第に沿って進めさせていただきます。 議題1「審査について」、事務局から説明願います。
事務局	議題1「審査について」について提案します。  (議題1「審査について」に基づき提案)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査項目6項目について、委員全員で協議を行い、「適切」・「不適切」・「どちらともいえない(部分的に不適切/条件付き適切)」の3段階で評価します。</li> <li>・提案内容のうち、部分的に対象外と判断できる事業や予算があった場合、該当部分の経費を差し引いた事業費に対して交付金額を算定します。事業を実施し対象経費が増えた場合は変更申請による交付金額の増額を認めます。</li> <li>・全ての審査項目が「適切」もしくは「どちらともいえない(部分的に不適切/条件付き適切)」と評価された場合を交付決定、いずれかの審査項目が「不適切」と評価された場合を保留、全ての審査項目が「不適切」と評価された場合を不交付と、交付の可否について決定します。</li> <li>・保留となった団体には不適切の理由を報告し、申請書の再提出を一定期間認め、提出があった場合は再審査を行います。提出がなかった場合や、二次審査でも不適切と評価された場合には不交付が確定します。</li> </ul>
委員長	「審査について」提案がありました。 ご意見ありましたらお願いします。
委員	審査について、審査票などには記入せずに委員全員で話し合っ、「適切・どちらともいえない・不適切」の評価をするという理解でよろしいですか
事務局	はい。昨年度までは審査員のみなさまに審査票を記入いただき、あとで事務局が集計を行う方法を取っていましたが、意見が分かれるものもありましたので、今回からは協議のなかで皆さんで一つの評価を決定いただきたいと思います。
委員長	そのほか、ご意見ありますでしょうか。
委員	(質疑等なし)
委員長	それでは、確認した内容で審査を進めることとします。 つづいて、議題2「申請事業の審査」について事務局から説明願います。

事務局	<p>まず、皆さんには事前の書面ヒアリングと事前審査のご対応をいただき、ありがとうございました。委員長にも審査に入っていただきますので、審査の間の進行は事務局が務めさせていただきます。</p> <p>先ほど確認しました通り、Aに仕分けている事業を一括で審査し、その後にB・Cの審査を行います。</p> <p>(議題2 令和3年度南丹市まちづくり活動交付金事業一覧に基づき説明・協議・審査)</p> <p><b>【審査結果概要】</b> 交付決定13件、保留2件、不交付0件</p> <p><b>■特に意見のあった事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまなテーマを用いて各団体が申請をされているが、テーマ（例えば醤油や瓢箪）の普及に重きを置いた事業なのか、もしくは地域の人が集まって活動すること自体に重きを置いた事業なのかによって、取組むべきことや事業の展開が変わってくる。団体として、何に重きを置いて活動を進めたいと思っているのか、目的がぶれないように団体に意識して事業を進めてもらう必要がある。</li> <li>・一般社団法人芦生もりびと協会が申請しているWEBページの作成に関し、別紙「WEBページの作成等に関する対象経費の考え方について」に基づき判断することとし、実績報告時に対象外と判断できるページがあった場合は対象経費を減額する。</li> <li>・コミュニティカフェすずらんが申請しているガスコンロの購入について、ヒアリングで「恒常事業でも一部活用する可能性がある」と回答があるが、申請事業を実施するために新たに必要となった備品であると判断し、また地域のコミュニティづくりのために活動をしている営利を目的としていない団体であり、対象者が地域の方に限定されている申請事業と目的を同一とする活動であることから、一部恒常事業への活用があっても問題がないものと判断する。</li> <li>・保留となった事業について、事業内容の見直しと併せて、申請書の書き方や事業の組み立て方（展開の仕方）について支援が必要と考えるので、再審査を希望される場合はまちづくりデザインセンターで相談を受けるよう誘導を希望する。</li> </ul> <p>長時間にわたる審査をお世話になりありがとうございました。 本日の審査結果を早急に取りまとめ、申請団体に通知します。 また、「保留」となった事業について、協議で出た意見（審査票に記入いただいた意見）を申請団体にお伝えし、再度提出があった場合には再度審査でお諮りします。 審査については以上です。 進行を委員長にお返しします。</p>
委員長	<p>みなさま、審査お疲れ様でした。全体的なこと、もしくは審査の方法について確認事項等ございますか。</p>

委員	<p>審査方法の提案ですが、申請書類だけでは分からない部分もありますので、申請団体によるプレゼンテーション形式での審査会を検討してはどうでしょうか。</p> <p>件数が多くて対応が難しいと言うことであれば、事務局の事前確認で特に審査員による協議が必要と判断した事業のみそういった対応にしても良いかと思えます。</p> <p>プレゼンテーション形式の審査会を採用している他の自治体に、取組みの方法や状況など聞かれてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>審査会の進め方に関して、プレゼンテーション形式も案としてありましたが、申請団体によってはプレゼンテーションの経験が乏しい方がいることや、申請書を軽視しプレゼンテーションで申請書に基づかない内容を説明される可能性があること、また日程調整が困難な場合もあることなどから、現状の申請書類に取組み等を明記いただきそれを基に審査する形式を選択している状況です。</p>
委員	<p>プレゼンテーションで申請書に書いていないことを話された場合は、再度申請書の提出をいただくと言った方法もあるかと思えます。</p>
事務局	<p>保留となり二次審査を行う事業に関してのみ、団体に対面での説明を求めると言う案もあるかも知れませんが、ご提案として受け止め、他市町村の取組状況を伺いながら、より良い方法を検討したいと思います。</p>
委員	<p>同じく提案ですが、申請だけでなく実績報告書の審査も検討してはどうでしょうか。全ての実績に対してという訳ではなく、適切と判断できない事業や支出に関して審査員による審査を行うと言った対応も考えて良いかと思えます。</p>
事務局	<p>事業の対象期間が年度末までであり、毎年3月の中・下旬に実績報告書の提出がある状況です。年度末と言うこともあり、時間的な猶予がなく、審査を依頼するにしても書面審査となるので、難しいかもしれません。</p>
委員	<p>「場合によっては審査員による審査を行う」としておくと、万が一、事務局では判断できない内容のものが出てきた時に審査員の審査に回してもらうことができるので、一つの手段としてご一考ください。</p>
委員	<p>学生団体への交付金に関する提案ですが、学生はどうしても4年間で入れ替わり継続性を保つことが難しいので、いまのまちづくり活動交付金とは別の観点から制度を作られた方が利用してもらいやすいのではないのでしょうか。</p> <p>また、今は地域との繋がりや南丹市にどんな良いことをもたらすのかと言った点を重視しているため、地域と関わりの薄い学生の提案内容がどうしてもちぐはぐなものになりがちだと思います。</p> <p>未来の南丹市のファンを育てるという観点で、学生が南丹市で活動すること自体を評価する交付金に方向転換しても良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご提案ありがとうございます。次年度に向けて、検討いたします。</p>
委員長	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
事務局	<p>補足のご報告になりますが、昨年度本交付金の申請をされた15団体のうち、今年度申請をされたのは7団体でした。申請の延期申請は1件受けておりますので残りの7団体が未申請の状況です。連続した申請がなかったため、今後交付金を活用いただけないことになっていきますが、申請されなかった理由等について後日アンケートなどを行い把握していきたいと思えます。結果については、審議会でご報告します。</p>

委員長	ほかにご意見はありますか。 なければ進行を事務局にお返しします。
-----	-------------------------------------

## 6 その他

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に事務連絡となりますが、今回審査を頂きました14事業の他、学校提案型まちづくり活動交付金では3件の申請があり、すべて承認しています。</p> <p>大学と事業名を次第に記載していますので、ご確認ください。</p> <p>また、事務連絡となりますが、本審議会は年に3回程度実施しています。</p> <p>10月頃に本日保留となった事業の再審査を、2・3月頃に市民参加と協働の推進計画の令和3年度実績と令和4年度の計画をご確認いただく予定をしていますので、ご予定のほどよろしく申し上げます。</p>
-----	--

## 7 閉会

事務局	<p>本日は、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、さらに市民活動が活発化するような取り組みを進めてまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、南丹市市民参加と協働の推進委員会を閉会します。ありがとうございました。</p>
-----	---